

巨峰事件 商標としての使用

容器に大きく表示されるのは内容物の名

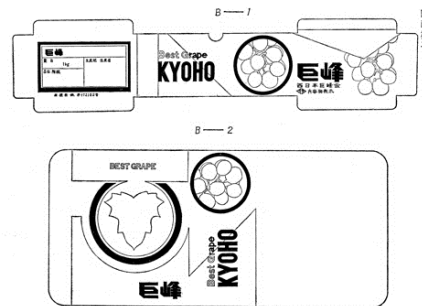
包装容器の商標は、内容物の表示と混同されることのないように、容器の側面や底面に、また表面であれば隅のほうに小さく表示されるのが通例であり、見やすい位置に見やすい方法で表示されるのは内容物たる商品の商品名として理解され、容器の商標とは受け取られないのが今日の取引の経験則である。

したがって、「巨峰」「KYOHO」の文字は、客観的に見ても内容物であるぶどうの商品名の表示と解するのが相当であり、製造している被申請人の主観的意図からも段ボール箱の商標として使用しているものではないので、申請人の商標権を侵害するものではない。

「包装容器」に「巨峰・キョホウ」を商標登録していた段ボールメーカー服部紙店



段ボール箱に「巨峰」の文字をあらかじめ印刷しこれをぶどう生産者に販売していた段ボールメーカー飯塚段ボール



249 福岡地飯塚支判S46/9/17 巨峰事件

パパジョンズ事件 不使用取消

日本国内向けでなければ使用ではない

(商標)

PAPA JOHN'S

(指定商品)
第30類「ピザ」

我が国の商標法は、商標権者による商標の現実的使用を重視している(3条1項柱書, 50条)ことからすると、同法50条2項にいう「正当な理由」とは、商標権者において登録商標を使用できなかったことが真にやむを得ないと認められる特別の事情がある場合に限られると解すべきところ、被告の主張は、企業たる被告の内部事情にすぎず、これをもって特別の事情と認めることはできない。

したがって、商標権者である被告が上記のように外国企業であっても、本件商標の指定商品である「ピザ」について本件商標を使用することができないことにつき「正当な理由」があったと認めることはできない。

雑誌は、日本国内において頒布されたとしても、日本国内で発行されたものとは認められない上、その内容もすべて英語で表示されたものであって、日本の需要者を対象としたものとは認められない。

被告は、日本国内において指定商品であるピザを生産・販売したことはなく、日本の需要者は被告のピザの提供を受けることができないのであるから、雑誌の広告は、指定商品であるピザに関し日本国内においてなされた広告であるとは認められない。

259 知財高判H17/12/20 パパジョンズ事件